

北九州市農業委員会
第4回東部部会会議（令和5年度11月部会会議）議事録

1 日 時 令和5年11月10日（金）午前10時00分～10時20分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 30名

農業委員 10名

川 江 秀 孝	藤 堂 孝 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
榑 野 保 博	古 田 俊 策	中 村 治 雄	澤 水 理 佳
稲 光 進	八木田 経 二		

農地利用最適化推進委員 20名

増 田 強	矢 野 孔 清	中 村 眞 一	平 尾 長 正
松 根 豊 春	吉 村 晃 一	坂 井 準 二	有 松 政 則
村 田 堯	平 林 秀 美	村 田 紘	酒 井 一 生
古 田 仁 重	清 水 正 人	木 村 博 美	大 下 治 三
黒 崎 隆 博	河 内 一 弥	山 本 勇 次	小 田 征 二

・欠席委員 なし

4 事務局出席者

江 島 事務局長 篠 田 次長 田 上 係長 飛 松 主査

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第19号	許可又は受理の取下願について	1件
報告第20号	許可又は受理の取消願について	1件
報告第21号	非農地証明願について	2件
報告第22号	農地法第3条の3の規定による届出について	1件
報告第23号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	2件
報告第24号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	6件
報告第25号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	2件

【議 案】

議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件

6 傍聴人 なし

事務局

ただ今より、令和5年度 第4回東部部会会議を開催します。本日の出席委員は30名中、30名ですので、この会が成立していることをご報告いたします。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。

議事に入る前に事務局よりご報告いたします。お手元にお配りしている農業委員会の新たな体制についてお知らせという資料をご覧ください。

既にご案内してありますとおり、10月27日開催の臨時総会において、農業委員会の体制が新しくなりましたので、本日は新会長、新副会長からご挨拶いただきたいと思っております。

会長

おはようございます。10月27日に新しく会長に選出されました。若松の出身の大庭でございます。よろしく願いいたします。

井手尾会長が亡くなっておよそ1か月が経ちました。井手尾会長の委員在職年数は48年間、28歳の時からです。その間、会長職を18年間勤められ、北九州市の農業振興と農業の発展のために活動をされてこられました。その功績に敬意を表します。井手尾さんのように、長年に亘り活動をされた農業委員は初めてだと思います。井手尾さんが会長として活動されてきたことを、自分達が今後、見習って活動していかなくはいけないと思っています。

農業委員と最適化推進委員が共に現状を確認しながら、市や県や中間管理機構と連携しながら頑張っていきたいと思っております。

まずは、東部の人達のお名前と担当地区を早くおぼえて、各地区の現状をなるべく早いうちに勉強したいと思っています。今後とも、東西仲良く頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

続いて新副会長になられました中村委員から一言お願いいたします。

副会長

中村です。井手尾会長が急に亡くなられて、先月の総会で副会長ということで東部地区の代表として、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。

大庭会長は随分昔から存じ上げております。大庭会長からもお話がありましたが、私も同じ北九州市の農業委員として皆さんと一緒により良い農業委員会を、最適化推進委員の皆さんとも協力しながら盛り上げていきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

東部部会については、部会長に中村委員がなられましたことに伴い、副部会長に稲光委員が就任されましたのでご報告いたします。

それから、井手尾会長逝去に伴う農業委員1名の欠員につきましては、10月27日開催の臨時総会において、農業委員会として市に対し欠員補充の要望を行うことが決議されましたので、農業委員会事務局により市に欠員補充の要望を行いました。今後は、市の担当部署である農林課において募集の手続きを行っていくこととなります。現時点では募集等は年明けから行う予定だと聞いております。今後、詳しい情報が分かりましたら、部会等でご紹介いたします。

それでは、議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

部会長

ただ今より、令和5年度第4回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略いたします。

議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容をご覧いただいていることと思いますので、報告事項につきましては、ご承認願います。

それでは議案の審議に入ります。報告事項と同様に、事務局による個別の内容の説明を省略します。

議案書の9ページをお開きください。議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。第1項につきましては、清水委員が議事参加の制限を受けますので、清水委員の退席を求めます。

(清水委員 退席)

それでは、第1項、今回、小倉南区上石田地区を担当していただいた稲光委員、報告をお願いします。

稲光委員

議案第11号第1項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、上石田の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、清水委員の入室を認めます。

(清水委員 入室)

次に、第4項につきましては、松根委員が議事参加の制限を受けますので、先に審議を行います。松根委員の退席を求めます。

(松根委員 退席)

それでは、第4項小倉南区大字新道寺地区担当の椰野委員報告をお願いします。

椰野委員

議案第11号第4項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字新道寺の申請地において、タケノコ及び季節野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、松根委員の入室を認めます。

(松根委員 入室)

部会長

それでは、議事を進めます。第2項、小倉南区大字貫地区担当の川江委員報告をお願いします。

川江委員

議案第11号第2項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字貫の申請地において、椎茸栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

部会長

次に、第3項、小倉南区長行西地区担当の私、中村から報告します。

議案第11号第3項についてですが、備考欄に譲渡理由が規模縮小、譲受理由が規模拡大とありますが、農地の進入部分の確保のための3条申請でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

次に、第5項、小倉南区隠蓑地区担当の清水委員報告をお願いします。

清水委員

議案第11号第5項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、隠蓑の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

部会長

次に、第6項、小倉南区大字朽網地区担当の川江委員報告をお願いします。

川江委員

議案第11号第6項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字朽網及び朽網東の申請地において、季節野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

部会長

次に、第7項、小倉南区高野地区担当の私、中村から報告します。

議案第11号第7項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、高野の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第11号につきましては、許可と決定いたします。

部会長

続きまして、議案書の11ページをお開きください。議案第12号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。第1項につきましては、小田委員が議事参加の制限を受けますので、小田委員の退席を求めます。

(小田委員 退席)

今月担当の第2東部調査委員会、川江調査長から第1項について報告をお願いします。

川江調査長

議案第12号について、第2東部調査委員会での事前審査結果について、ご報告いたします。

まず、第1項、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。無蓋資材置場として、農地を転用するものです。

隣接農地はなく、地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、小田委員の入室を認めます。

(小田委員 入室)

それでは、第2項につきましては、引き続き川江調査長から報告をお願いいたします。

川江調査長

次に、第2項、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。無蓋駐車場として、農地を転用するものです。

隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま。

以上、ご報告いたします。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第12号につきましては、許可相当と決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、9番澤水委員と10番稲光委員です。よろしくお願いします。

その他でありませんか。事務局はなにかありますか。

(事務局より3件連絡事項)

それでは以上をもちまして令和5年度第4回東部部会会議を閉会します。お疲れ様でした。